

スナイダーの抑止理論と冷戦期 NATO の抑止戦略

航空研究センター長
1等空佐 山下 愛仁

はじめに

冷戦期 NATO における米欧間の中心的な戦略課題を抑止の見地、特に欧州の立場から整理すれば、ソ連の侵攻をどのように抑止するのか、そのため米国による拡大抑止をどのように確保するのか、とりわけ、米国の懲罰的抑止の信憑性をどのように高めるのか、という問いに集約し得るであろう¹。NATO の地上軍を中心とする通常戦力は、ソ連のそれに比し著しく脆弱であり、大きな不均衡状態にあった²。このような地上軍を中心とする通常戦力の不均衡のなか、対ソ抑止を有効ならしめるためには、米国による拡大抑止が不可欠であると理解されていた。しかしながら、ソ連が核兵器をもって米国本土を攻撃し得る能力を獲得した以降（その典型が相互確証破壊の状況）、欧州からみたとき、米国による拡大抑止の有効性に対する疑念が生じた。理論的には、たとえば、「安定・不安定の逆説」や「見捨てられ」「巻き込まれ」論が問われた。

このような欧州の不安は、米国における核兵器の位置づけ論、すなわち、核兵器の性質をどのように捉えるか、という論争とも関係した。米国もまた、欧州とは別の形で、抑止について悩みを抱えていたのである。それは、「核革命」を肯定し、核兵器を通常兵器とは異なる「絶対兵器」と捉えるか、それとも「核革命」を否定し、核兵器も通常兵器も同質であると捉えるか、という核兵器の見方の対立に根ざす。前者は、あくまでも抑止を重視する「抑止学派」、後者は抑止失敗後の対処を重視する「防衛学派」とも呼ばれた³。「抑止学派」は相互核抑止を重視するため、たとえば核の先行使用に否定的であり、また拡大核抑止に焦点を当てない傾向があるのに対し、「防衛学派」は、抑止失敗後の対処を

エア・パワー研究（第6号）

重視することから、核の先行使用はもとより、核戦争をいかに遂行するのか、という点に関心を向けた。「抑止学派」の考え方を推進させれば、ソ連との間で「戦略的安全性」は向上するかもしれないが、他方 NATO をはじめとする同盟国に対する拡大抑止の信憑性を低下させる可能性があった。「防衛学派」の考え方を推進させれば、たとえば、核による奇襲攻撃の誘因を生じさせることとなり、「戦略的安全性」⁴の低下をもたらす可能性がある一方、同盟国に対する拡大抑止の信憑性を向上させると考えられていた。このような米国における二つの立場と、欧州における安定・不安定の逆説への不安や「巻き込まれ」「見捨てられ」論が呼応し、米欧間の戦略論議は錯綜した。冷戦期において抑止理論は、盛んに研究された。本稿で取り上げるグレン・スナイダーの抑止理論も、この時期の貴重な成果の一つである。では、当時の日本はどうであったか。

冷戦期、日米と極東ソ連軍の間の通常戦力の比はヨーロッパ程不均衡ではないと評価されたこともあり、米国の懲罰的抑止の信憑性について議論する必要性はそれほどない、と理解されていた。小川伸一は次のように論じた。

日米とソ連の海と空とをベースとした通常戦力バランスは、ヨーロッパ大陸の地上軍で見られる程不均衡なものではなかった。その結果、ソ連からの通常攻撃を抑止するための核使用の威嚇をヨーロッパにおけるほど、前面に出す必要はなかった⁵

このような理解や、冷戦構造下の米ソ対立の主たる舞台はヨーロッパであるという認識も手伝って、日本において抑止を自らの問題として捉える研究者は少なかった。

ところが近時、中距離弾道ミサイルや巡航ミサイルに関心が寄せられ、日本においても抑止に関する議論を深める気運も感じられる。2019年2月2日、米国が、INF（Intermediate-range Nuclear Force）全廃条約について、ロシアによる違反が認められるとして離脱を表明、同年8月2日、失効した。同条約は、核・非核を問わず、射程 500 km～5500 kmの地上発射型の弾道ミサイルと巡航ミサイルの米露両国の保有を禁止するものであるが、米国の同条約からの離脱の背景の一つに、中国の中距離弾道ミサイルや巡航ミサイルの保有の問題が指摘されることがある。これらの兵器体系は、中国の A2AD 能力⁶の中核と位置付けられ、米国はもとより、日本の安全保障にも大きな影響を与える。INF 自体の戦略的意味は何であるのかについて検討することは、日本においても重要であ

る。INF については、冷戦期 NATO における重要な課題であると見なされている。本件については、本稿 3 章 5 節でも取り扱う。

かかる観点からも、本稿の課題である冷戦期 NATO の抑止戦略を検討することは、日本の安全保障環境の課題を浮き彫りにするうえでも有意義であると思われる。佐藤行雄による次のような指摘もある。

そもそも日本社会は実に長い間、安全保障問題を直視し、本気で議論することを避けてきた。特に、核抑止の問題については、政府も、世論の強い反核感情を考慮して、核兵器への脅威への対応は米国任せにして、抑止戦略の現実と向き合うことを避けてきた。それだけに、「抑止力」とか「拡大抑止」といった考え方が世論の理解を得ているとは言い難い。・・・中略・・・抑止という課題を正面から議論することは、もはや待ったなしと考えているのは私だけではないであろう⁷。

本稿は、以上のような問題意識を踏まえ、理論的側面から、抑止概念や拒否的抑止と懲罰的抑止の性質の違い、さらには安定・不安定の逆説や「巻き込まれ」「見捨てられ」論などについて、本稿全体の分析枠組みとして整理したうえで、冷戦期 NATO の抑止戦略の変遷について、主に米国の懲罰的抑止の信憑性をめぐる諸相に焦点を当て、検討することを試みるものである。さらに本稿 4 章むすびにおいて、本稿で得られた知見を適用し、日本の安全保障の課題の一端にも言及することとする。なお、抑止理論の検討にあたっては、懲罰的抑止と拒否的抑止を区別し、かつ懲罰的抑止と拒否的抑止の関係性を強調したグレン・スナイダーの理論に特に着目することとした。スナイダーの抑止理論を理解することで、冷戦期 NATO の戦略課題をより深く認識することができると思われるからである。

また、パトリック・モーガンの次の指摘にも留意したい。

「抑止理論」を議論するにあたって、抑止理論と抑止「戦略」とを区別することは重要である。抑止戦略は、国家が抑止するために採用する、具体的な軍事態勢、威嚇、伝達方法に注意を向けるのに対し、抑止理論は、抑止戦略が依拠する根源的な原理に関心を寄せる⁸。

モーガンの主旨は、理論と、実際に各国で採用されている戦略とを区別しなくてはならない、ということである。本稿の表題の設定にあたっては、かかる

モーガンの指摘を考慮した。

なお本稿は、冷戦期の NATO の状況を検討の対象とするが、冷戦史として歴史記述を行うことを目的とするのではなく、冷戦期 NATO で展開された特に懲罰的抑止の信憑性をめぐる米欧の対応について、主としてスナイダーの抑止理論を踏まえ、戦略研究の一環として検討することを意図するものである。

1 分析枠組みの整理

（1）抑止概念とその性質

抑止とは、「相手国が採るであろう行動について、相手国に、利益よりも、コストおよび（または）リスクが大きいかということ説得すること」⁹、あるいは「防衛者とされる国家による試みで、コストを課すという威嚇によって、挑戦者である国家による予期される行動を未然に防止するもの」¹⁰と概念構成される。

いずれの抑止概念も、抑止する側と抑止される側の2者間において、抑止する側がリスクあるいはコストを課すことにより、抑止される側を「説得」あるいは「威嚇」し、「行動させない」ことを狙うものであることが含意されている。

また抑止の性質とは、一種の心理作用として理解されなくてはならない。物理作用である対処とは性質を異にすることに留意しなくてはならない。抑止と対処の区別¹¹について、グレン・スナイダーは、次のように説く。

抑止とは敵の「意図」に働きかけることである。軍事力の「抑止の価値」は、敵の軍事活動の恐れを減少させる効果にある。対処とはわれわれに損害を与える敵の「能力」を弱めるものである¹²。

抑止は、相手側の「意図」への心理的働きかけである。他方、対処は、相手側の「能力」への、主として物理的な働きかけである。性質が異なるわけである。抑止が意図への働きかけであることをより鮮明に説いたのが、シェリングである。

抑止は、意図にかかわることであり、しかも単なる敵の意図を見積もることではなく、敵の意図に影響を及ぼすことである¹³。

抑止の性質に関するスナイダーとシェリングの説明は、抑止を考えるうえで、きわめて重要である。

（２）抑止の条件

では、抑止が効くための条件とは何か。一般に次のように考えられている。すなわち、抑止が効くためには、相手国の利益との関係で、抑止する側が対処するに十分な能力と意思を有し、かつ、それが相手側に伝達され、認識されていなくてはならない、と。

これらを踏まえ、抑止される側、の認識枠組みを数式化すると、次のようになる。これは、アレキサンダー・ジョージが用いる数式¹⁴であるが、この数式が成立すると攻撃側が認識している場合に、抑止は成功すると考えられる（この数式は、一種のモデルとして理解されたい）。

$$p(C+R) > (1-p)B$$

さて、 p は、抑止する側の反撃の確率、 C は攻撃側の費用（コスト）、 R は攻撃側の被害見積り（リスク）、 B は攻撃側の攻撃による利益（ベネフィット）を意味する。

p が 1 に近いほど、あるいは C と R の値が大きい場合、抑止はより効く。この考え方を、次節において、拒否的抑止と懲罰的抑止の性質に適用して考えてみることにする。

（３）拒否的抑止と懲罰的抑止

先に指摘したように、抑止とは、相手の意図に影響を及ぼす心理作用であるが、拒否的抑止と懲罰的抑止の区別とはどのようなものであるのかが次に問題となる。拒否的抑止と懲罰的抑止の区別をスナイダーは次のように説く。

拒否的抑止とは、敵による領土獲得を拒否する能力による抑止であり、懲罰的抑止とは、核の懲罰による威嚇と能力による抑止¹⁵（である）

また、川勝知可子は簡潔に次のように説明する。

エア・パワー研究（第6号）

「攻撃しても守りが堅いから成功しないぞ」と示すのが拒否的抑止で、「攻撃したら仕返しするぞ」と脅して思いとどませるのが懲罰的抑止である¹⁶。

スナイダーは、懲罰的抑止と拒否的抑止について、「もちろん、このような区別は絶対明確にできない」¹⁷とも説くのであるが、少なくとも、理論上、拒否的抑止と懲罰的抑止を区別することは重要である。性質が異なるからである¹⁸。

スナイダーや川勝の説明に基づけば、拒否的抑止とは、基本的に通常戦力による抑止であり、懲罰的抑止とは、戦略核による抑止を意味すると理解して良いであろう。ただし、現今の先端技術の動向を考えれば、懲罰力として位置づけ可能な非核兵器も考えられ得るかもしれない。

さて、前節で論じた抑止の条件と、拒否的抑止と懲罰的抑止との区別論を踏まえると、懲罰的抑止と拒否的抑止の性質は、図表1のようになる。

図表1 拒否的抑止と懲罰的抑止の性質

| | 懲罰的抑止（力） | 拒否的抑止（力） |
|---------------|----------|----------|
| 反撃の確率 p | 一般的に低い | 高い |
| 被害見積り R | 高い | 低い |
| 被害見積り R の計算 | 困難 | 容易 |

出所：Glenn H. Snyder, “Deterrence by Denial and Punishment” (Research Monograph No.1: Princeton University, January 2, 1959) , p.3.を参考に作成

懲罰的抑止の反撃の確率 p は、拒否的抑止より一般的に低い。これは、懲罰的抑止力が持つ破壊力があまりに大きいため、反撃することを抑止側が躊躇する可能性があるほか、相手側から、かかる強大な破壊力をもってする再報復のおそれがあるからである。たとえば、相互核抑止が働く場合、確率 p の値は低くなるであろう。他方、被害見積り R は、拒否的抑止より懲罰的抑止は高い。被害見積り R の計算についていえば、公刊情報が多い拒否的抑止力は容易であり、他方、懲罰的抑止力の見積りの計算は、不確実性が高く困難である。

このように、拒否的抑止と懲罰的抑止では、異なる性質を有することから、抑止を有効ならしめるためには、拒否的抑止と懲罰的抑止の、これらの性質を踏まえた考え方が重要になる。

なお、ここで「確率」probability とは、抑止論の文脈で広く用いられる「信憑性」credibility と同義に解してよいことから¹⁹、以降、これらを互換的に用いる。

（４）安定・不安定の逆説、巻き込まれ・見捨てられ論

冷戦期 NATO の抑止戦略を考えるうえで有益な理論が、安定・不安定の逆説²⁰と、「巻き込まれ」「見捨てられ」論である。

安定・不安定の逆説について、ロバート・ジャービスは、スナイダーの議論に従い、次のように説く。

全面核戦争のレベルにおける均衡があまりに安定的であるため、軍事力のより低いレベルにおける軍事的恫喝や軍事活動が、比較的自由になる。この、安定・不安定の逆説の典型例は、次のとおりである。すなわち、NATO が通常戦力でヨーロッパ防衛を行う能力を欠く場合、通常戦力による戦争の危険に直面する。ソ連の第2撃能力は、「われわれの抑止力を抑止する」（この表現はポール・ニツェの論文のタイトルを言い換えたもの）のである²¹。

米ソ間の戦略核のバランスが安定し、相互確証破壊の状況が生じた場合には、特に欧州においては通常戦力の比が不均衡のため、このレベルでの不安定さが生じ、戦争の危険性が高まる、というのである。米国による懲罰的抑止の信憑性が低下するからである。

また別に、「巻き込まれ」「見捨てられ」論が指摘された。冷戦期の欧州における「巻き込まれ」「見捨てられ」の議論については、特に核戦争との関係で論じられた。スナイダーは、次のように説明する。

核の見捨てられというのは、米国が戦略核を用いて欧州防衛の意志を失うことを意味する。より正確に言えば、米国の抑止の信憑性がソ連を抑止するために求められる水準を下回ることである。ソ連が 1950 年代後半から 1960 年代前半の間に第二撃能力を持った以降、欧州が、かかる懸念を抱く理由はある。・・・中略・・・米国の戦略核がソ連を抑止する効果を失うのではないか、という恐れである。・・・中略・・・核の巻き込まれとは、核抑止が失敗した場合、実際に核が使用されることであり、特に欧州が核戦争の主戦場になることを意味する²²。

スナイダーが説くように、欧州にとって見れば、米国は核の応酬を覚悟してまで欧州防衛（対処）の義務を果たすだろうか、という「見捨てられ」の懸念、また、欧州と米国との間の同盟の「戦略核の不使用」を前提とする、「戦術核の使用」のみによる欧州のみが核の戦場になるという「巻き込まれ」の懸念の双方が問われかねなかった。何れの懸念も抑止論の観点からいえば、懲罰的抑止の信憑性の問題である。

（5）リンケージ（カップリング）とデカップリング

では、本稿で用いるリンケージとデカップリングをどのように理解するか。なお、ここで「リンケージ」とは、「カップリング」と言い換えることも可能であるが、本稿では基本的に「リンケージ」を用いる。なお、ここでリンケージとデカップリングについては、特に米国と欧州の兵器体系の関係性に着目しつつ、安定・不安定の逆説と巻き込まれ・見捨てられ論と関連づけて整理することとする。

さて、安定・不安定の逆説が生じる場合とは、戦略核レベルで安定することにより、通常戦力レベルで不安定となる。なぜなら、戦略核レベルでの安定とは、抑止全体の効果が低下する、あるいは懲罰的抑止の信憑性が低下することを意味するからである。このような状態を一種のデカップリングの状態であると理解し得る。

次に、「巻き込まれ」「見捨てられ」の観点から、デカップリングが生じ得る。梅本はスナイダーと同様、次のように論じる。

「見捨てられ」「巻き込まれ」はいずれも、米国戦略核の西欧の安全からの切断（decoupling）の不安として表現された。「見捨てられ」の懸念が、戦略核はもとより戦域核の使用をも拒否する「不関与による切断」を警戒したのに対し、「巻き込まれ」の恐怖は、戦略核の発動回避を前提に戦域核の使用を敢行する「限定的関与による切断」を憂慮したからである。換言すれば、「見捨てられ」「巻き込まれ」は、在欧戦域核と米国戦略核との間に「連結」（linkage）が弱化する公算に対して表明される不安の楯の両面であった²³。

スナイダーや梅本が説くように、「見捨てられ」によって、安定・不安定の逆説と同様のデカップリングが生じる。この場合、核の使用を米国が厭うのであ

るから、米国が担う拡大抑止、特に懲罰的抑止の信憑性が下することが含意される。

また「巻き込まれ」についても、米国はソ連との欧州での戦争における核の使用にあたっては、戦術核のみで雌雄を決するという考え方であるから、論理的に米国の懲罰的抑止の信憑性は低下することとなる。

他方リンケージとは、デカップリングの逆で、懲罰的抑止を担う米国の戦略核の抑止の信憑性が高い状態に保たれていること、と理解し得る。

（6）リンケージの方法・・・拒否的抑止の補完効果と低減効果

では、どのようにすれば、リンケージを図ることができるのか。すなわち、どのようにすれば懲罰的抑止の信憑性を高めることができるのであろうか。

懲罰的抑止の信憑性に影響を及ぼす要素として、スナイダーは、拒否的抑止の補完効果 *Complementary effects* と低減効果 *Depreciatory effects* に注目する²⁴。

スナイダーによれば、拒否的抑止の補完効果が認められるとき、あるいはその低減効果が局限されればされるほど、懲罰的抑止の信憑性は高まるという。

なお、スナイダーの考え方とは別に、懲罰的抑止の信憑性を向上させる考え方としては、「戦略核それ自体の能力」についても論じ得る。小川伸一はこの点次のとおり述べる。

「核の傘」の信憑性を向上させるためには、その信憑性が核のエスカレーションの威嚇に基礎を置いているため、エスカレーションを可能にする損害限定能力を強化しなければならない。今日最も有効な損害限定手段がカウンターフォース能力であることから、「核の傘」の信頼性の維持のためにこの能力の向上が必要になる訳である²⁵。

本稿においては、このような、「戦略核それ自体の能力」の検討、すなわち「損害限定能力の強化」をもってする懲罰的抑止の信憑性の向上については検討の対象とはせず、主にスナイダーの議論をもって実施することとする。

さて、スナイダーは、拒否的抑止の補完効果の例を次のように説く。

① トリップ・ワイヤ *trip-wire* としての米軍の配備

米軍を国境線に配備させることにより、当該米軍がソ連に攻撃された場合、米国は戦略核の使用の可能性を高めることから、懲罰的抑止の信憑性が高まる。

② 早期に既成事実化させない規模の拒否的抑止力の保持

早期に占領という既成事実化された後に懲罰的抑止力を行使しても、当該既成事実化された占領地域から撤退させる望みは薄い。したがって、既成事実化を阻止するに必要な規模の拒否的抑止力の保持が、懲罰的抑止の信憑性を高める。

③ 戦術核と戦略核との結びつけ

戦術核は戦略核と結びつけられ、戦争の強度を高めるためのものとして位置づけられたとき、懲罰的抑止の信憑性を高める。逆に、戦術核を限定戦争に結びつけるとき、懲罰的抑止の信憑性は低下する。

拒否的抑止の低減効果についてスナイダーは、懲罰的抑止の信憑性を低下させるものとして、次のような例を説く。

① 強大な拒否的抑止力の保持

懲罰的抑止を必要としないほどの通常戦力の保持は、戦略核の使用を避けようとする願望の現れと捉えられ、懲罰的抑止の信憑性が低下する。したがって、NATO の通常戦力についていえば、40 個師団までの増強は補完効果を生むが、それ以上の増強は、低減効果を生じさせ、結果として懲罰的抑止の信憑性を低下させる。

② 通常戦争の長期化

ソ連による侵略の開始から完了に至るまでの時間が長い場合、すなわち、戦争が長期化した場合、戦略核の使用の可能性は低下する。政策決定者が、戦略核の使用に関する検討に時間をかけることができれば、慎重になるかもしれず、結果として懲罰的抑止の信憑性が低下する。

2 冷戦期NATOの抑止戦略²⁶

本章では、冷戦期の NATO における米国の懲罰的抑止の信憑性について焦点をあてた画期を次の4つの時期に区分し、検討をすすめる。

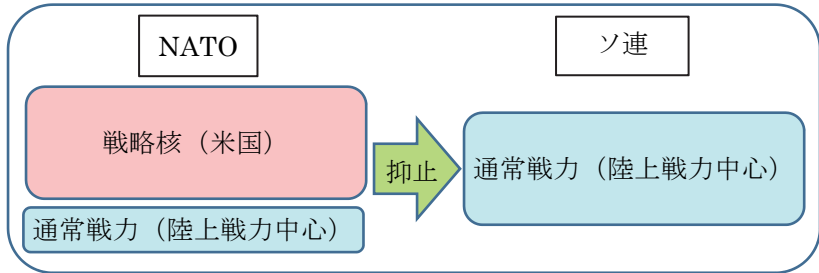
第一期は、冷戦初期の大量報復戦略の時期、第二期は、大量報復戦略の動揺の時期、第三期は、柔軟反応戦略策定の時期、第四期は、NATO における INF 配備の時期、である。

なお、第三期の補論として、スナイダーの抑止論とは別に発展させてきた、フランスの抑止理論について、本章4節で扱う。

（１）冷戦初期の大量報復戦略の時期

1949年4月、北大西洋条約が調印され、NATOは設立された。そしてこの時期、核兵器は米国によって独占されていた。しかし1949年9月、ソ連は原爆の保有を発表し、さらに1952年には水爆実験を成功させた。この時期ソ連は、核実験には成功を収めていたものの、米国を直接攻撃し得る運搬手段を保有するには至らなかった。したがって、ソ連の核の脅威は顕在化していなかったといえる。米国の核の圧倒的な優位は揺るがなかったのである。そのような状況において米国は、アイゼンハワー政権下の1954年1月、大量報復戦略を公表した。当該戦略に伴う兵器体系の概念図は、次のようなものである。

図表2 冷戦初期の大量報復戦略における対ソ抑止のための兵器体系概念図



冷戦初期の対ソ抑止戦略である大量報復戦略とは、通常戦力レベルで圧倒的に優位なソ連に対し、劣勢な拒否的抑止力を圧倒的な米国の懲罰的抑止力で補充し、ソ連を抑止する戦略である。この時期においては、懲罰的抑止の信憑性を論じる必要性は薄かった。

しかしながら、このようなコンセプトの大量報復戦略も、ソ連の核戦力の強化により、変更を迫られることとなる。

（２）大量報復戦略の動揺の時期・・・戦術核の位置づけ問題

1955年以降、ソ連は爆撃機 Tu-16 や Tu-95 の配備を始めた。これによりソ連は米国本土を直接核攻撃できる手段を保有することとなったわけである。さらに1957年10月、ソ連はスプートニクの発射実験を成功させた。このような状況下、欧州は、米国による拡大核抑止に対する不安を覚えるようになる。なぜなら、仮にヨーロッパにおいて通常戦力による戦争が生じたとしても、米国本土は無傷であることから、米国は欧州に対し、ソ連による核攻撃のリスクを冒

エア・パワー研究（第6号）

してまで戦略核による拡大核抑止力を提供するのであるのか、という懲罰的抑止の信憑性の低下による「見捨てられ」への疑念が生じたからである。

そこで1957年12月、NATOは、受け入れ国の同意を前提に、米国の核弾頭の受け入れ、さらにはIRBMの受け入れに合意することとした。実際、「在欧戦術核の配備は1950年代に始まり、60年代後半には弾頭約7000発を数えるに至った」²⁷という。

しかしながら、この戦術核の欧州配備は、欧州の「巻き込まれ」「見捨てられ」の問題をより顕在化させることとなった。戦術核の欧州配備の位置づけの理解については、論理的には、次のような立場があり得る。戦術核は、①懲罰的抑止の信憑性を向上させるためのもの、②懲罰的抑止を前面に出さないためのもの、という二つの立場である。②は、欧州にとっては、米国の懲罰的抑止の信憑性の低下として捉えられることとなる。

①の立場の理論的支柱は、前章6節で指摘したように、スナイダーの考え方である。スナイダーは戦術核の役割を、次のように米国の懲罰的抑止との統合作用に求める。

戦術核の導入は、全般的抑止態勢の「統合」効果を高める²⁸。

この論理により抑止効果が向上するのであるが、逆に、次のような場合もあり得るとして、注意を促す。

NATOの戦術核が、明らかに限定戦争の戦略に結びつけられるならば、戦術的能力は、大量報復の威嚇の信憑性を低下しかねない²⁹。

そして、次のような論理を展開させる。

戦術核戦争は、通常戦争よりもはるかに意図しない全面戦争へと通じる「事故」を引き起こす確率が大い。そして、事故は別としても、戦術核戦争は、敵方が解決条件を拒否しつづければ高い費用を支払うことを納得させるため、戦争の激しさを強めていく既定の決め方からして「スパイラル」状況へとすべりこんでいきやすい³⁰。

シェリングも次のように論じる。

限定戦争の機能の一つは、全面戦争の可能性を意図的に作り出すことによって敵を畏怖させ、限定的な目的追求が、敵にとって耐えられないほど危険なものにすること³¹

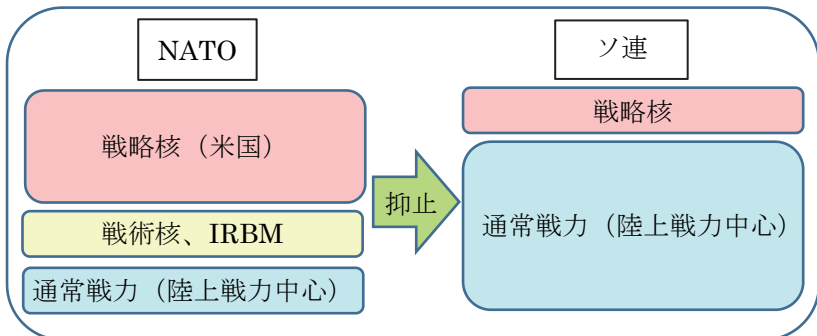
またスナイダーは、後年の論文で、欧州が限定戦争を否定する理由を次のように整理する。

欧州は、常に抑止失敗後の戦闘態勢を考えることよりも純粋な抑止を好んだ。・・・中略・・・米国が好む抑止失敗後を念頭においた核戦争態勢や限定核戦争戦略は、少なくとも三つの理由で欧州は受け入れられない。

- ① 限定核戦争戦略は、確証破壊戦略よりも欧州の被害の可能性と程度が大きい。
- ② 限定核戦争戦略は、米国が通常戦力による攻撃に対してあまりに安易に核戦争を開始したり、危機において過度にリスクを負うかもしれない。
- ③ 限定核戦争戦略は、政治的にも軍事的にもソ連を刺激する³²。

スナイダーやシェリングの抑止に関する理解を適用すれば、戦術核は、懲罰的抑止の信憑性を向上させるため、米国の戦略核と結びつけなければならない。限定戦争の目的で戦術核を保有することは、懲罰的抑止の信憑性の低下をもたらすのみならず、ソ連を刺激することにもなりかねないからである。したがって、欧州への核弾頭や IRBM の配備とは、スナイダーやシェリングによる抑止論の見地からは、リンケージの仕組みを確保する試みといえる。図表 3 のとおりである。なお、戦術核との問題については、次節において再度論じる。

図表 3 大量報復戦略動揺の時期の対ソ抑止のための兵器体系概念図



（3）柔軟反応戦略策定の時期

柔軟反応戦略の採用は、大量報復戦略からの決別を意味する。大量報復戦略とは、仮にソ連による大規模侵攻が発生した場合、核による反撃を躊躇しない戦略である。通常戦力の不均衡があまりに大きく、さらには、ソ連の核戦力が小さい時期には妥当な戦略であった。しかし状況は変化した。ソ連の核兵器の増強が、大量報復戦略の変更を促したわけである。

1961年に発足したケネディ政権下、1962年2月、マクナマラ国防長官は、柔軟反応戦略の採用を公表する。柔軟反応戦略とは、大量報復戦略とは異なり、開戦当初から核兵器の使用を考えることによる抑止戦略ではなく、通常戦力で対応しつつ、これに対応し得ない場合に適切にエスカレーションさせ、核攻撃にあたっては、必要に応じ、全面的に核で対応する、という考え方に基づく抑止戦略である。

ではなぜ、柔軟反応戦略が採用されることとなったのか。大量報復戦略には大きな懸念があると、米国が認識したからである。ここでこの時期の米欧それぞれの懸念を明らかにしておこう。

すなわち米国の懸念とは、ソ連の核開発の進展とあいまって、大量報復戦略のもとでは、欧州（を含む世界各地）での紛争が、直ちに米ソの全面核戦争に発展しかねなかったことである。この懸念を払拭するため、欧州の通常戦力の強化のほか、戦略核の使用を極力避ける観点から、柔軟反応戦略を提唱した。他方欧州は、柔軟反応戦略に対し次のような懸念を示した。通常戦力の強化は、かえって、米国による核による反撃の信憑性を低下させ、ヨーロッパでの限定戦争の危険性が増すのではないかと問題提起したのである。特に、先に述べたように、戦術核の位置づけもこの文脈の論争である。米欧間のデカップリング、「見捨てられ」、「巻き込まれ」の懸念である。

米欧それぞれが、各種の懸念を抱えつつも、1967年12月、NATOは、柔軟反応戦略を採択した。1962年2月に米国が公表してから、5年以上にわたる戦略協議の末の採択であった。

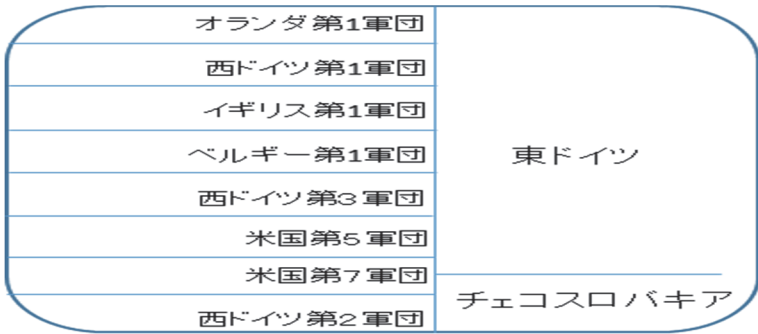
あらためて柔軟反応戦略の位置づけについて考えてみたい。すなわち柔軟反応戦略とは、米国側のソ連との全面核戦争への懸念と、欧州側の核のエスカレーションの欠如による見捨てられ、デカップリングの懸念という、米欧双方の懸念を解消するものというより、これらのジレンマに対する妥協の産物ともいえる。特に大きな問題となったのが、通常戦力の強化の是非と戦術核の位置づけをめぐるものであった。

スナイダーの抑止理論と冷戦期 NATO の抑止戦略（山下愛仁）

通常戦力の問題から考えてみたい。この時期、米国は、圧倒的なソ連軍に対応するため、さらには軍事的オプションの幅を広げるという観点から、欧州に対し通常戦力の強化を求めた。しかし、欧州は、財政事情などにより直ちに戦力の強化に応じることはできなかつたし、理論的にも、図表 1 で整理したように、安易な通常戦力の強化は、スナイダーのいう拒否的抑止の低減効果により懲罰的抑止の効果が低下することを懸念した。結果として欧米は、妥協し、NATO として、次のように、師団数、兵員数を増強するとともに、防衛ラインを前方に移すこととしたのである。図表 4 参照。

63 年 9 月にはノースタッドの後を継いで欧州連合軍最高司令官に就任したレムニッツァーが、同盟結束の証として、西ドイツ領内に引かれた前方防衛ラインを東ドイツとチェコスロバキアの国境に向けて前進させる意向を示した。これに伴い、西ドイツは 65 年に初期目標に掲げられた 12 番目の師団を創設し、兵員数も 43 万人へと増加させた。こうして NATO は、西ドイツとの運命共同体の証しとしての前方防衛態勢を整えていったのである³³。

図表 4 NATO の前方防衛態勢のイメージ



出所:本稿注 (26) 金子 147 頁をもとに作成

このような前方防衛態勢は、トリップ・ワイヤの役目を米軍が果たすという、また、早期に既成事実化をさせないという二つの点から、スナイダーのいう拒否的抑止の補完効果による懲罰的抑止の信憑性の向上に資する戦略ともいい得る。また別の観点から金子は次のように評する。

軍事的観点からすれば、縦深性に欠けるこの態勢ではワルシャワ条約機構軍に防衛線を突破された後の手当てがつかなかった。このように見れば、前方防衛は軍事的合理性に基づく戦略というよりも、むしろ、NATOの共同防衛意思を相互に確認する政治戦略の色合いを濃く漂わせていたのである³⁴。

次に、戦術核の位置づけに関する米欧間の対立について整理する。戦術核の使用時期、使用規模、そして地理的範囲について、米国と欧州との間で意見の相違が生じた。特に戦術核の使用時期、さらには地理的範囲に関する米欧間の対立は次のとおりである。しかしこの時期の米国は、先に論じたスナイダーの戦術核の位置づけ論に否定的であり、他方欧州は、これに肯定的であったように思われる。

東側の侵攻が起これば国土の荒廃を免れない西ドイツにとってみれば、東側の侵攻に通常戦力で対処する方針を掲げることは、ソ連に対して侵攻によって彼らが被るリスクを予め計算する余裕を与える故に、却ってその危険が増すことを意味した。戦闘での勝利ではなく、あらゆる戦争の抑止を希求する西ドイツにとっては、前方防衛態勢を強化するためにも、核兵器の先行使用（first use）を掲げることによって、ソ連にリスクを計算する余地を与えないことの方が遙かに重要であった³⁵。

（戦術核）の初動使用の地理的範囲をめぐるでも、米国と西欧（特に西独）との間には潜在的な意見の対立があった。西独が一般にソ連領内の標的にも対象とする縦深攻撃に積極的であったのに対し、米国は初動使用の範囲は戦闘地域（多くの場合西独領内）に極限すべきだとしていたからである³⁶。

これらの戦術核使用の使用時期、地理的範囲に関する米欧間の対立については、次のような妥協が成立した。

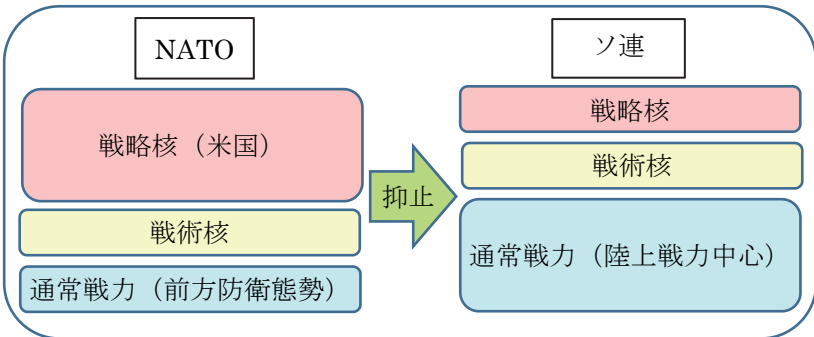
いずれかの加盟国に核攻撃が加えられた場合には、協議を経ることなく迅速かつ自動的に核対応を行うこと、他方、通常戦力による攻撃を受けた場合には、時間の許す範囲で核保有国が他の加盟国と協議すること³⁷

初動使用の標的を東欧諸国に限定すること等により、妥協が図られることとなった³⁸。

さて、米欧間で合意に至った柔軟反応戦略ではあったが、このように、米欧間の妥協の産物でもあった。まず、通常戦力の強化について欧州は、米国の要請に易々とは応じなかった。なぜなら、欧州からすれば、対ソ抑止を有効ならしめるためには米国の懲罰的抑止の機能が重要であり、そのためには、安易な通常戦力の強化は、スナイダーが指摘するように、懲罰的抑止の信憑性を低下させかねないからである。

さらにまた、欧州は、戦術核の使用を早期にかつ広範囲に使用する戦略を構築することにより、究極的には米国の懲罰的抑止力にリンクされていることをソ連に示す必要があった。他方米国は、全面核戦争が生じることを嫌い、「戦略核使用事態への紛争規模拡大の必要縮小を模索する態度」³⁹を示した。この対立は、抑止と対処の相克とも評し得る。つまり、抑止効果を高めるためには懲罰的抑止の威嚇が必要であるが、仮に抑止が失敗し、懲罰的抑止力を実際に適用した場合、戦争が大規模化し、戦争の限定化が困難になる、というジレンマが生じるわけである。しかし欧州は、あくまでも抑止論の見地から、常に米国の見解に追随することなく戦略論を戦わせた。欧州は、懲罰的抑止の信憑性の向上による対ソ抑止戦略にこだわったのである。この時代の対ソ抑止のための兵器体系は、図表5のとおりである⁴⁰。

図表5 柔軟反応戦略策定の時期の対ソ抑止のための兵器体系概念図



他方この時期フランスは、独自の動きを見せる。当時のフランスの動きについて触れておきたい。

1956年7月、エジプトのスエズ運河国有化宣言に端を発するスエズ危機が発生した。このエジプトの動きに対し、英国とフランスは、10月、シナイ半島に派兵した。しかし、同盟国である米国は、両国のシナイ半島への派兵に対し、

反対の姿勢を見せた。英国とフランスの派兵は撤兵の憂き目に遭うこととなった。両国は、このような経験から、同盟のあり方、特に核兵器について考えを深める。英国は、翌1957年5月、水爆実験を成功させる。以後、NATOの軍事機構に属しつつ、核保有国の道を歩むこととなる。フランスはどのような道を選択したのであろうか。

（4）フランスの核抑止理論

フランスは、1960年2月、サハラ砂漠において原爆実験を成功させた。以後、現在に至るまで核保有している。そして1966年3月、フランスは、NATOの軍事機構からの離脱を表明し、同年7月同軍事機構から脱退した。英国とは異なる道を歩む選択をしたわけである。なお、フランスのNATO軍事機構からの離脱について、「NATOによる柔軟反応戦略の採用を容易にしたといっても過言ではない」⁴¹と評されもする。

さて、ここで注目したいのは、フランスの核保有に関する考え方、すなわちその核抑止理論である。フランスの核抑止理論は、大きく二つに大別し得る。ガロア空軍大將が唱えた「均衡抑止論」と、ポーフル陸軍大將が唱えた「多角的抑止論」と呼ばれるものである。

前者のガロアの核抑止論は、「独立重視」の核保有論、後者のポーフルの核抑止論は「同盟重視」の核保有論というべき系譜に属するものといえるであろう。それぞれの説くところを確認していきたい。

ガロアの核抑止理論は、仮にパリが核攻撃を受けたとしても米国自身が核攻撃されない限りフランスのために米国は核の報復に踏み切れないのではないかと、という米国の拡大抑止力に対する強い不信感に基づく。一種の「見捨てられ」の懸念である。次のように論じる。

同盟においては、同じ手段がすべての加盟国の防衛のために使われるとは限らず、またパリやボンの眼からみれば生命にかかわることで、ワシントンからみれば単に周辺的なものであり得るわけなのである⁴²。

核兵力はこれを持つ国自体の安全保障にしか役に立たない。それというのも、核保有国が友邦であれ、隣国であれ、はたまた同盟国であれ、他国を防衛するために、自国のすべてを壊滅の危険にさらすだろうとは信じられないからである⁴³。

ガロアの考え方の根底には、同盟国による拡大抑止に対する強い不信感が認められる。米国の懲罰的抑止の信憑性に対する不信感である。かかる信憑性に対する不信感を払拭し、十分な抑止力を保持するため、ガロアは、フランスの核保有を説く。その際ガロアは、米ソと同規模の核戦力を保有する必要はなく、小規模でも抑止力として十分であると主張する。どのような論理によってか。

仮にソ連がフランスを攻撃しようと考えたとき、「フランス侵攻によって得るソ連の利益」よりも「フランスによる核の報復によって失う利益」が大きいとソ連が認識すれば、ソ連はフランスに対する攻撃を思いとどまるであろう、と。

ガロアは、核抑止の効果について、「侵略によって得られる利益」と「侵略に対する核の報復によって失う利益」との利益間の相関、すなわち、前者が小、後者が大という関係が維持できる限り、核戦力の規模は小さくても抑止は効くと考えた。核戦力の規模の問題ではなく、あくまでも得る利益と失う利益との大小関係によって決まるとする考え方であり、「均衡抑止」 *proportional deterrence*⁴⁴と呼ばれる核抑止理論をガロアは提唱した。

純理論的にいえば、核抑止力の政策がその目的を果たすためには、この強力な道具が侵略国に対して、征服によって得られるよりも多くのものを失うほどの被害を与えることができれば、それで足りる。

侵略者には報復攻撃によって受けた自国内の廃墟を再建し、ついで征服した国を破壊するという大変な仕事がある。これは廃墟の上にさらに廃墟を加えるということであり、その侵略政策がバカげていることを改めて実証するものである。

ここで、紛争が起こった場合のその掛けられたものと、冒さねばならぬ危険の大きさととの比例という概念が出てくる⁴⁵。

他方、ポーフルの核抑止理論は、ガロアに比し複雑である。ポーフルは、ガロアとは異なり米国の拡大抑止の不信感を軽減させることにフランスの核保有の意味を見いだす。すなわち、フランスの核保有により、米国との同盟強化を図り、結果として米国の懲罰的抑止の信憑性を向上させることができる、と考えるのである。核保有の理由を次のように説く。一つ目の理由は次のとおり。

第3国による独立核戦力によって創出されるリスクの性質とは何であろうか。第3国が脅威に対し分別のない反応をするかもしれないというリスク、それにより主要

エア・パワー研究（第6号）

2か国に対し大きな誤解を生じさせる、もしくは、妥協による解決を不可能にするような、取り返しのつかない対立という既成事実を生じさせてしまうかもしれない、ということは明白である。つまり、第3国が、ルールに違反した行動をとる可能性という恐れである^{*46}。

ここで第3国とはフランス、主要2か国とは米ソを意味するのであるが、ポーフルは、フランスの核保有の意味を米ソ両国にリスクを感じさせることに見出す。二つ目の理由は次のとおり。

主要2か国の核のらみ合いに関する厳格な条件を恒常的に考慮して行動するよう第3国に促したいのであれば、その第3国は、同盟国として無条件に遇されなければならない。第3国が直面するかもしれない状況の諸相については、核に関する秘密を保持しているという理由で教条主義的に主義を押しついたり条件を付することなく、徹底的に話し合わなければならない。そのようにすれば、真の意味で共有できるドクトリンを共同で作り上げることができる^{*47}。

仮にフランスの核能力が小規模なものであったとしても、ソ連の核攻撃に対しフランスが報復攻撃を行えば、それがきっかけとなって全面核戦争に発展する可能性が生じる。このようなフランスの行為によって全面核戦争に巻き込まれることを米国は望まないであろうから、米国は平素からフランスの意向を重んじ、拡大抑止の提供については、従前以上に意を用いるようになる、つまり、米国の懲罰的抑止の信憑性の向上を図ることができる、という論理をポーフルは導出した。このようにポーフルは、フランスの核保有の意味の一つを、米国のフランスに対する拡大抑止の強化を図る点に見出す^{*48}。これが二つ目の理由である。

三つ目の理由は、ソ連に対しても、その核戦略の構築にあたって、フランスの核戦力の考慮を強要し、結果として核攻撃が成功するか否かの判断を困難にさせる点に見出す。ポーフルは次のように説く。

多角的戦略においては、数カ国の敵国と対峙しているという事実があるために、いかなる状況も、その複雑さのため、正しく認識することが著しく困難となり、如何なる予測も出来なくなる可能性がある^{*49}。

スナイダーの抑止理論と冷戦期 NATO の抑止戦略（山下愛仁）

実際、独立核諸戦力は、必然的に同盟の団結によって核同盟すべてのメンバーに対し、重要な利益を与えることができるし、同盟間のさまざまなメンバーによって行使される影響を対等にする傾向がある。独立核諸戦力は、敵に対し、強化された団結を見せることによって抑止効果を向上させるし、さらには、あらゆる侵略行為による結果の不確実性を増すことによって抑止効果を向上させる。それゆえ独立核諸戦力は、冷戦が遂行し得る領域の範囲を減少させるのである^{*50}。

以上の三つの理由を踏まえ、ポーフルは、フランスの核戦力は、米国の核戦力に「統合」してはならず、核戦力の独立性を維持しつつ仏米間による「調整」によって核戦略を構築することが望ましい、と説く。「調整」による方が、ソ連側が行う核攻撃の公算判断を困難にさせ、一種の「不確実性」を高め、結果として抑止の効果も向上させることができる、と考えるわけである。このようなポーフルの核抑止理論は、核の多極化を肯定する「多角的抑止論」と呼ばれる⁵¹。

以上、ガロア、ポーフル双方の核抑止理論を紹介したが、ガロアは、米国の懲罰的抑止力の信憑性への疑いを強く持ち独自核の保有を説き、他方ポーフルは、米国の懲罰的抑止力への疑いをもちつつ、その信憑性を高めるための核保有論を展開した。

なお、中曽根首相は、自身の日記において、1987年6月8日のベネチア・サミットにおける議論を次のように記録している。

8日の首脳晩さん会の折、INF、SR・INF、核政策について、西欧、米、大論戦あり。米は500k以下の戦域核についても、通常、化学兵器とのならみ合いで平等削減も可と考えているに、英サッチャーは、500k以下は触れる可からず、必ず将来禍根を残すとす。仏ミッテランは、核は必要、特に対ソ心臓を狙うものがある故に平和は維持された。核は大小は関係ない、小と雖も広島の三倍の威力あり、必ず大に連鎖する、として、ドゴール理論⁵²。

「核は大小は関係ない」はガロアの、「必ず大に連鎖する」はポーフルの考え方に、それぞれ繋がるように思われる。中曽根は、フランスの核抑止理論の要諦を捉えていたのではなかろうか。

（5）NATOのINF配備の時期

1972年5月、米ソは、SALT・I（期限5年）およびABM制限条約（無期限）に調印した。さらに、1972年11月、SALT・IIの締結に向けた交渉が開始された。米ソ間においては、雪解けムードが高まった。いわゆるデタントの動きが加速化した。

このような状況において、1976年以降、ソ連は、中距離核ミサイルであるSS-20の配備を始めた。ソ連から欧州には届くが、米国本土までには届かない、という射程約5000kmのミサイルであった。先に述べたように、この時期、このような射程の中距離核ミサイルは、NATOには配備されていなかった。射程距離700kmのパーシング Iaがあつたが、SS-20に対抗できるものではなかったと評されていた。

なお、以後、IRBMをINFの語におきかえ、使用することとする。本稿ははじめに触れたように、1987年12月に締結されたINF全廃条約において、500～5500kmまでの射程を有するミサイルをINF（Intermediate-range Nuclear Force）と呼称したからである。

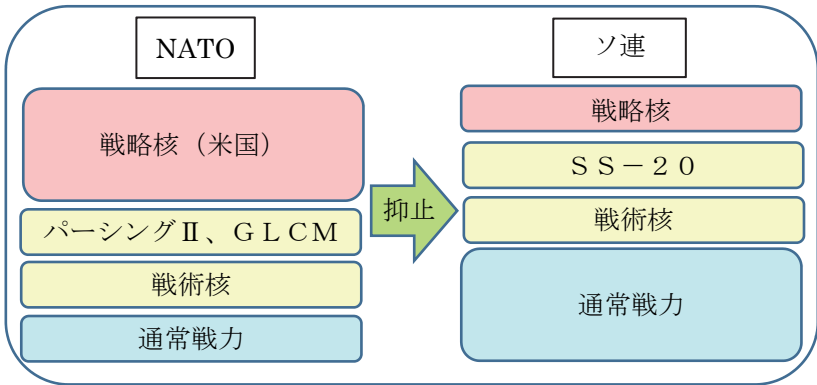
さて、ソ連のSS-20の配備が、またしても米欧間での大きな戦略論争を生起させた。なぜか。米欧のデカップリングの危機が大きくなったと、欧州が考えたからである。先に指摘したように、SS-20は米国には届かない。仮にNATOとソ連が衝突した場合、欧州だけがSS-20の攻撃を受け、これに米国は反撃しないのではないか、という懲罰的抑止の信憑性の低下という懸念が生じたのである。この点、板橋拓己はSS-20の脅威を次のように述べる。

SS-20は西欧にとって決定的な脅威であつた。従来のSS-4やSS-5の射程は2,000kmから4,800kmだったが、上述のようにSS-20の射程は5,500kmである。これが西側に向けられた場合、ウラル山脈の東側からでも、西欧全体を目標に収めることが可能である一方、アメリカについては（アラスカを別にすれば）射程外であつた。そして、ウラル山脈の東に配備された場合、米・英・仏が欧州に配備している核兵器では到達できず、アメリカの大陸間弾道ミサイル（ICBM）によってのみ破壊可能であつた。ソ連は、戦争の舞台をヨーロッパに局地化することを狙っているのだろうか。そして、戦争になった場合、アメリカはヨーロッパのために自らの核戦力をを用いるのだろうか。ソ連の新世代中距離核兵器は、アメリカの「核の傘」の信頼性を揺るがせた⁵³。

では、どのように対応したのか。NATO は「二重決定」（1979 年 12 月）により解決を目指した。これは、欧州に INF を配備するとともに、ソ連との間の軍備管理の交渉を進める、というものである。まず、INF であるパーシング II 108 基を西ドイツに、GLCM464 基を、英国（160 基）、西ドイツ（96 基）、イタリア（112 基）、ベルギー（48 基）、オランダ（48 基、ただし INF 全廃条約のため未配備）にそれぞれ導入し、欧州への拡大抑止の決意を米国は示すこととした。

なお、パーシング II と GLCM は、ともにモスクワを含めソ連の本土を直接攻撃し得るという点に鑑みれば、ソ連から見たとき、戦略核としての性格を有する兵器であると評価することも可能である。しかし本稿では、このような性格とは別に、米国の拡大抑止、懲罰的抑止との関係強化を狙う点に着目するものである。すなわち、INF の導入とは、戦術核を戦略核に結びつけることと同様の効果をねらったものといえる。この際の兵器体系の概念図は図表 6 のとおりである。

図表 6 INF 配備時期の対ソ抑止のための兵器体系概念図



また、ソ連との間での軍備管理交渉は、1981 年 11 月から開始された。その後、1987 年 12 月、米ソ間で INF 全廃条約が締結され、射程 500～5500 キロメートルの地上発射型の INF を全廃することとなった。

本節をむすぶにあたって、INF 全廃条約の評価について触れておく。日本の専門家の評価を見ておこう。川中子、中川、梅本は、それぞれ次のように評する。

エア・パワー研究（第6号）

“ポスト INF”ともいふべき以上の情況（射程 500～5500 キロの地上発射型 INF を全廃すること）の影響を、まず欧州についてみると、十年前のソ連の SS-20 配備に伴う米パーシング II、GLCM の対抗配備以前の情況に戻っただけという分析は、適切ではないことは、INF 条約調印後の NATO（北大西洋条約機構）の対応を見ればよくわかる。むしろ、米 INF の撤去によって、欧州では、通常戦力、戦術核（射程 500 キロメートル以下）、化学兵器でのソ連とワルシャワ条約機構（WTO）の優位と、それに対応する米・NATO 側の劣勢（非対称）という情況が、十年前に比べてさらに鮮明に浮き出したという方が適切である。欧州では、INF という強力な核システムが姿を消すのに伴い、NATO 側の「核の傘」が相対的に弱まったと判断される理由である⁵⁴。

INF 条約は「米・欧分断（decoupling）」を招き米欧同盟の絆を弱体化する⁵⁵。

INF 全廃条約によって長射程および短射程の INF がともに廃棄されることとなった（『二重の零』〈double zero〉）が、長射程 INF の導入は、そもそも紛争規模拡大の可能性を確保することにより、西欧の「見捨てられ」懸念を鎮静するために実施されたものであった。とすれば、INF の全廃に対して、ソ連の西欧侵攻が戦略核使用事態に発展する蓋然性を低下させる一すなわち在欧戦域核と米国戦略核との「連結」を弱め、米国戦略核の西欧の安全からの「切断」を招く一との理由で批判が寄せられたのもけだし当然といえよう。そこで、NATO としても、長射程 INF の展開に代わる何らかの措置を講ずることによって、「連結」を保全し、「切断」を防遏することが必要と考えられた⁵⁶。

これらの論評から、INF 全廃条約については、専門家の間では、米国による拡大抑止の信憑性を損ね、デカップリングが生じ、欧州側の「見捨てられ」の懸念が再燃する、と評価されていたといえる。

しかし、1989 年ベルリンの壁の崩壊、1990 年の東西ドイツの統一、1991 年にはソ連が崩壊するに至り、米欧間の懲罰的抑止の信憑性をめぐる議論には、終止符が打たれた⁵⁷。

むすび

抑止について、近年、土山實男による次のような指摘がある。

スナイダーの抑止理論と冷戦期 NATO の抑止戦略（山下愛仁）

抑止論には 70 年にわたる理論と政策の蓄積がありますので、これを新しい時代の安全保障問題の解決にどう活用していったらよいかについて、自衛隊はもとより、ひろく日本で議論を戦わせていくことが非常に大事になってくると思います⁵⁸。

本稿は、土山が述べる抑止に関する「70 年にわたる理論と政策」のうち、理論的側面では主としてグレン・スナイダーの抑止理論を整理し、政策の側面で冷戦期 NATO の抑止戦略の一端を論じたものと位置づけることができるであろう。フランスの核抑止理論にも言及した。

本稿で浮き彫りにし得たことは、冷戦期 NATO の抑止戦略とは、抑止理論という戦略的知見を踏まえつつ、ソ連の能力、兵器体系に応じ構築されたもの、といえるのではなからうか。少なくともスナイダーの抑止理論に照らし、妥当な抑止戦略を構築したものと考えられる。米欧間において、対ソ抑止戦略について、真剣な検討がなされた結果である。

ソ連の能力、特に兵器体系の変更や増強によっては、米欧間にデカップリングの状況が生じ、米国の懲罰的抑止の信憑性が低下する。このような状況を生じさせないよう、冷戦期の欧州は、米国との間で戦略的な協議を実施し、戦術核の位置づけの考え方については、米欧間で必ずしも収斂しなかったものの、ソ連の兵器体系に応じた NATO として適切と考えられ得る新たな兵器体系や運用の考え方の構築を目指した。

NATO の抑止戦略をこのように総括できるのであれば、相手の能力を重視する戦略の重要性に関する松原望による次の指摘について、あらためて注目しておきたい。

相手方の意図よりも能力に根拠をおく戦略観は成熟し安定した戦略観である。すなわち、

(i) 意思決定者の一彼が非合理的でなければ一意図するところは、能力の範囲を超えることはない。彼の意図は能力により、制約、限定される。

(ii) 能力は長期的な諸判断の科学的総合により相当程度に客観的に認識しうる。意図を外から認識することは容易ではない。

(iii) 意図は有無のみの問題だが、能力は程度を有し柔軟に対応できる。

(iv) 能力の範囲を超えた意図は、ただ僥倖（好ましい偶然）によってのみ、その成功を実現できる

(v) 「偶然」自体は制御できないが、もたらす効果は最小限に制御できる⁵⁹。

さて、本稿冒頭で述べたように、昨年8月2日 INF 全廃条約は失効し、8月4日の朝刊で、読売新聞は次のように報じたが、当該報道を踏まえ、本稿で明らかにした知見を適用し、日本の安全保障上の課題について触れておく。

エスパー国防長官は3日、ロシアとの中距離核戦力（INF）全廃条約の失効を受けて米国が開発を本格化させる中距離ミサイルを巡り、アジアへの配備を検討する意向を表明した。主に中国への対抗を念頭に置いたもので、日本も検討対象に含まれる可能性がある。

当該報道の真偽は別にしても、エスパー国防長官の発言とされる内容には、日本にとって真摯に検討すべき内容が含まれているのではなからうか。

本稿でも検討した、冷戦期 NATO の戦略的課題であった「SS-20 への対抗」をどのように考えるのか、と問われた同様の状況が、日本においても生じている可能性があるからである。

その理由は、当然のことながら、中国の INF 保有に求められる。中国の INF 保有状況をまとめると、図表7のとおりである。

図表7 中国の INF 保有状況

| 射程 (Km) | 名称 | ミサイル数 | CEP (m) |
|-----------|--------------|------------|---------|
| 350 | DF-11A HE | 1200 注1 | 200 |
| 600 | DF-15(核・非核) | | 300 |
| 900 | DF-15A(核・非核) | | 45 |
| 1000 | DF-16(核・非核) | | ? |
| 2150 | DF-21(核・非核) | 300 | 700 |
| 2500 | DF-21A(核・非核) | | 50 |
| 2500 | DF-21B(核・非核) | | 10 |
| 1750 | DF-21C | | 40~50 |
| 1550 | DF-21D | | 20以下 |
| 4000~5000 | DF-26(核・非核) | 80~160 注2 | 150 |
| 2200 | DH-10(核・非核) | 200~300 注3 | 10 注4 |

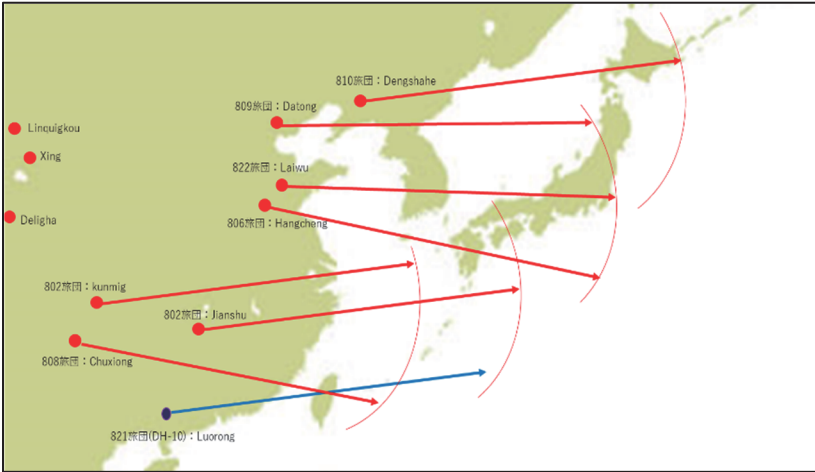
出典：表中の数値は基本的に IHI Jane's Weapons 2017-2018,p.115 に基づく。

注1：注2:Office of Secretary Defense, "Military and Security developments involving the People Republic of China 2018",p.63.

注2、注3：ibid.,p.125.

注4：防衛研究所編『中国安全保障レポート2016』43項。

図表 8 中国の DF21 シリーズおよび DH10 の射程（イメージ）



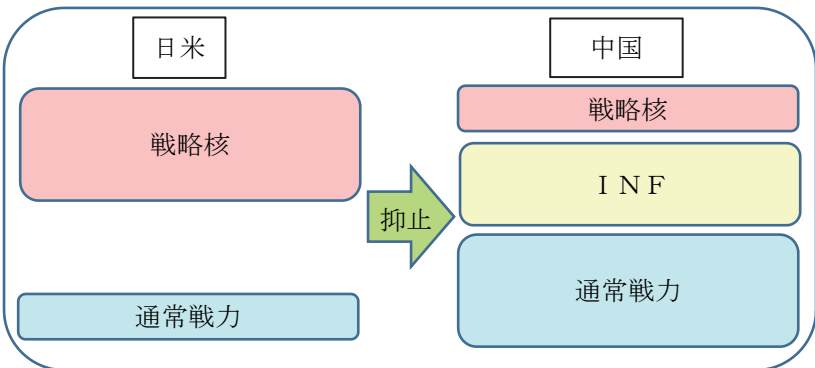
凡例：赤線は DF-21 シリーズの配備基地からの射程、青は DH-10 の配備基地からの射程を示す。

出所：<http://www.global.mil.com/military/news/comment/2009/1229/64.html> を参考に作成

図表 7 のうち、中距離弾道ミサイルの DF21 シリーズ⁶⁰と巡航ミサイル DH10 の配備基地からの射程範囲のイメージは、図表 8 のとおりである。

これらを踏まえて現在の日米と中国の兵器体系の概念図である図表 9 をみると、日米には、戦略核と通常戦力に間に空白が認められる。これをどのように評価すべきであろうか。

図表 9 日米の対中抑止のための兵器体系概念図



エア・パワー研究（第6号）

スナイダーの抑止理論や冷戦期 NATO における抑止戦略の検討から、次のような課題が浮き彫りになる。中国に対する日米の抑止力は十分か。とりわけ米国の懲罰的抑止の信憑性は十分であろうか。日米間のデカップリング、あるいは安定・不安定の逆説や「見捨てられ」「巻き込まれ」の懸念は生じていないか（あるいは将来も生じないか）。

いずれにせよ、日本の周辺国の戦力を認識しつつ、欧州と東アジアとの地政学的な相違点、米中の戦略核の規模の差、米ソ関係と米中関係との性格付けの相違点などを踏まえ、さらにまた、宇宙やサイバーなどのいわゆる新たな領域の位置づけや軍事科学技術の様相の変化に留意するのであれば、今後の日本の安全保障戦略を考えるうえで、冷戦期に展開された抑止理論や、それらを踏まえた実際の NATO の抑止戦略から学び得るものがあるように思われる⁶¹。

今後の日本の安全保障戦略を考えるためにも、これまで蓄積されてきた各種の戦略研究において、何が「不易」であり、今後どのように「流行」を追うべきか、理論的かつ妥当な価値判断に基づく検討が求められる。

（2019年8月19日脱稿）

【追記】

本稿脱稿後、副題を「核兵器復権の時代」とする秋山信将・高橋杉雄編『「核の忘却」の終わり』（2019年・勁草書房）に接した。編者の一人である高橋が執筆した終章「日本」は、副題を「世界で最も厳しい安全保障環境下での核抑止」とするもので、今後の日本の抑止戦略を検討する上で有益である。

（2019年9月12日記）

¹ David Yost, *The US and Nuclear Deterrence in Europe*, 1999, p.8.

² 通常戦力の不均衡の程度よりも、ソ連の戦略により注目すべきであるとの見解もあった。John J. Mearsheimer, *Conventional Deterrence*, 1983, p.169.

³ 「抑止学派」と「防衛学派」については、岩田修一郎「米国核戦略の変遷」国際政治 40号（1989年）66頁参照。岩田は「防衛学派」と表現しているが、本稿筆者は、この場合の defense の訳語は、防衛ではなく、対処がより適切ではないかと考えている。この点、なお、拙稿『「グレーゾーン事態」への対応方法としての危機管理」エア・パワー研究 3号（2016年）56頁注（10）参照。

⁴ 戦略的安定性の概念については、土山實男『安全保障の国際政治学（第2版）』（有斐閣・2014年）192頁参照。

⁵ 小川伸一『「核の傘」の理論的検討』国際政治 90巻（1989年）96頁。同様の見解と

して梅本哲也『核兵器と国際政治』（日本国際問題研究所・1996年）158～159頁参照。ただし、小川や梅本とは異なる見方もあった。たとえば中川八洋は、『現代核戦略』（原書房・1985年）において「我が国とソ連との通常戦力バランスのギャップは、ただただ拡大の一途を辿っている」（152頁）、『核軍縮と平和』（中央公論・1986年）において「通常兵器の極東における東西間の軍事バランスに関する限り、ソ連は圧倒的な戦力優位を確立し、同時に一層それを強化しつつある」（160頁）、とそれぞれ述べている。

⁶ 中国のA2ADについては、邦語文献として、梅本哲也『米中戦略関係』（千倉書房・2018年）所収の「第7章 中国A2ADと米国の対応」が有益である。

⁷ 佐藤行雄『差し掛けられた傘』（時事通信社・2017年）iv頁。佐藤は、外交官として、外務省安全保障課長、大臣秘書官、北米局長、オランダ大使、オーストラリア大使、国連代表日常駐代表（大使）などを歴任。

⁸ Patrick M. Morgan, *Deterrence Now*, 2003, p.8.

⁹ Alexander L. George and Richard Smoke, *Deterrence in American Foreign Policy*, 1974, p.11.

¹⁰ James D. Morrow, *Game Theory for Political Scientists*, 1994, p.38.

¹¹ defenseの日本語訳については、特にdeterrenceと対比的に用いられる場合には、防衛ではなく対処と訳すことが適当であると考えている。この点、拙稿『「グレーゾーン事態」への対応方法としての危機管理—その有用性と限界』エア・パワー研究3号（2016年）56頁注（10）参照。また本稿注（3）参照。

¹² Glenn H. Snyder, *Deterrence and Defense*, 1961, p.3.

¹³ Thomas Schelling, *Arms and Influence*, 1966, p.35. 齊藤剛訳『軍備と影響力』（勁草書房・2018年）41頁。シェリングの抑止理論については、本誌山本論文参照。

¹⁴ Alexander L. George and Richard Smoke, *op.cit.*, p.60.

この数式は、原著では、米国の拡大抑止の有効性の条件に関するものとして用いられているが、拒否的抑止と懲罰的抑止の特徴を考えるうえでも有効であると考え、ここで用いることとする。原著によるこの数式に関する説明は次のとおりである。「共產圏の大国が、米国が攻撃される国を守ると信じるならば、抑止の予測は維持される。より正確に言えば、米国が防衛すると見積もられる確率に米国防衛によって課されるコストとリスクを乗じたものが、米国が防衛しない場合と見積もられる際の利益を超える場合、このような予測がなされる」（p.60.）。この説明は、ソ連に対する拡大抑止の条件は何か、という問いを念頭に記述されている。しかしながらこの数式は、拒否的抑止と懲罰的抑止の特徴を捉える上でも有効であると考えられることから、原著の考え方にとらわれず、本稿では、考え方の一つの指針として用いる。

¹⁵ Glenn H. Snyder, *Deterrence and Defense*, 1961, p.14.

¹⁶ 山本吉宣・河野勝編『アクセス安全保障論』（日本経済評論社・2005年）78頁。

¹⁷ Glenn H. Snyder, “Deterrence by Denial and Punishment” (Research Monograph No. 1: Princeton University, January 2, 1959), p.1. 桃井眞訳「拒否と懲罰による抑止力」『多極化時代の戦略 上』（日本国際問題研究所・1973年）37頁。なお、以下、訳は参照したが、桃井訳に従わない場合がある。

¹⁸ スナイダーが説く懲罰的抑止と拒否的抑止の区別論については、ロバート・パウエルによる批判がある。Robert Powell, *Nuclear Deterrence Theory*, 1990, p.8, note 3.

¹⁹ たとえばスナイダーは、the probability of a military responseに、i.e., “credibility” of a threat to responseと注を付している。Glenn H. Snyder, “Deterrence by Denial and Punishment” (Research Monograph No. 1: Princeton University, January 2, 1959), p.3, note 3.

²⁰ 一般に、安定・不安定の逆説については、スナイダーが提唱した理論であると説明されるが、栗田真弘は、スナイダー自身は、安定・不安定の逆説という呼称を用いてはいない、と指摘する。栗田真弘『核のリスクと地域紛争』（勁草書房・2018年）22頁参照。

²¹ Robert Jervis, “Why Nuclear Superiority Doesn’t Matter”, *Political Science Quarterly*, Volume 94, Number 4 winter 1979-1980, p.619.

²² Glenn H. Snyder, “The Security Dilemma in Alliance Politics”, *World Politics*, Vol.36, No.4 (jul., 1984), pp.491-492.

²³ 梅本・前掲注（5）139頁。

²⁴ Glenn H. Snyder, “Deterrence by Denial and Punishment” (Research Monograph No. 1: Princeton University, January 2, 1959), pp.9-30.

²⁵ 小川・前掲注（5）92頁。

²⁶ 冷戦期 NATO の戦略については、以下の文献を参照。Beatrice Heuser, *NATO, Britain, France and The FRG: Nuclear Strategy and Force for Europe, 1949-2000*, 1998. 日本における先行研究としては、既述の文献を除き、山田浩『核抑止戦略の歴史と理論』（法律文化社・1979年）、岩田修一郎『核戦略と核軍備管理—日本の非核政策の課題』（日本国際問題研究所・1996年）、佐瀬昌盛『NATO—NA世紀からの世界戦略』（文春新書・1999年）、山田浩『現代アメリカの軍事戦略と日本』（法律文化社・2002年）、金子讓『NATO 北大西洋条約機構の研究』（彩流社・2008年）、兼原信克『戦略外交原論』（日本経済新聞出版界・2011年）、瀬川高央『米ソ核軍縮交渉と日本外交』（北海道大学出版会・2016年）、『国際政治』90巻（1989年）所収の阪中友久「転換期の核抑止と軍備管理」、中川八洋「軍備管理と核抑止の相克」、川中子真「『核の傘』と日本」、『国際安全保障』40巻4号（2013年）所収の鶴岡路人「欧州戦術核問題の構図」、太田昌克「戦術核と拡大抑止」、岩間陽子「西ドイツと戦術核兵器」、最近の論考では、板橋拓己「NATO『二重決定』の成立と西ドイツ」成蹊法学 88号（2018年）などがある。

²⁷ 梅本・前掲注（5）140頁。なお、鶴岡・前掲注（26）は、「1950年代以降、在欧米軍には核地雷から短距離ミサイルまで、多種多様な戦術核が配備されていたが、冷戦後にそれらが撤去され、唯一残されたのが重力落下型爆弾の B-61 である」（4頁）と指摘する。

²⁸ Glenn H. Snyder, “Deterrence by Denial and Punishment” (Research Monograph No. 1: Princeton University, January 2, 1959), p.24.

²⁹ *Ibid.*, p.29.

スナイダーは、ソ連の欧州侵攻を如何に抑止するか、という見地から、戦術核と懲罰的抑止力（戦略核）とを結びつけることを重視する。他方、論理的には、懲罰的抑止というのは、そもそも信憑性が低いのであるから、戦術核の戦争遂行能力、すなわち限定核戦争の遂行能力の向上が結果として抑止効果を高める、という立場があり得る。このような立場から論じるものに、邦語論文として、佐伯喜一「限定核戦争は可能」国際政治 5号（1958年）があり、キッシンジャーの所論を引きつつ、次のように論じる。「全面戦争遂行能力は、余りにも大きな破壊力をもつが故に、それを使用せんとする意志を麻痺させるおそれがある。戦意が麻痺すれば、核兵器の破壊力を増して見ても抑制力は増大しない。主たる抑制力として全面戦争遂行能力に依存することは、武力とそれを用いんとする意志との間の均衡の確立を妨げる。かくて全面戦争の威嚇力はその信頼

性を失い、戦争抑制の政治的効果を失う。アメリカが、それを信頼してもアメリカの連合国はそうではない。さらに、ソ連の指導者もアメリカの威嚇を恐れる必要なし、と考えているかもしれない。アメリカの連合国の、大量報復は得策でないという確信と、ソ連指導者の、アメリカの威嚇を恐れる必要はないという確信によって、全面戦争の威嚇力には心理的ギャップを生ずる。このギャップは、ソ連の指導者を鼓舞して侵略をやらせることになる」（44頁）。なお、ここで用いられている全面戦争遂行能力、抑制、連合国は、それぞれ、懲罰的抑止力、抑止、同盟国に読み替え得る。Larsen and Kartchner, eds., *On Limited Nuclear War in the 21st Century*, 2014.

³⁰ Glenn H. Snyder, “Deterrence by Denial and Punishment” (Research Monograph No. 1: Princeton University, January 2, 1959), p.29.

³¹ Thomas Schelling, *The Strategy of Conflict*, 1960, p.193.河野勝監訳『紛争の戦略』（勁草書房・2008年）201頁。ただし、訳は従っていない。

³² Glenn H. Snyder, “The Security Dilemma in Alliance Politics”, *World Politics*, Vol.36, No.4 (jul., 1984), p.492.

³³ 金子・前掲注（26）145頁。

³⁴ 金子・前掲注（26）146頁。

³⁵ 金子・前掲注（26）142頁。

³⁶ 梅本・前掲注（5）145頁。

³⁷ 金子・前掲注（26）143頁。

³⁸ 梅本・前掲注（5）146頁。

³⁹ 梅本・前掲注（5）141頁。柔軟反応戦略の位置づけについては、次のような考え方があった。すなわち、①通常防衛論、②戦域核防衛論、③「連結」重視論、④紛争規模「拡大至上論」である。①②は、抑止失敗後の対処を重視した戦略、③④は抑止論の見地に立った戦略と区分可能であると思われる。梅本・前掲注（5）142～143頁参照。

⁴⁰ 小泉悠は「実際に戦術核兵器を大量使用して大規模な縦深突破作戦を実施しうる能力をソ連軍が獲得したのは、1960年代後半以降と考えられる」と指摘する。小泉悠「ソ連の安全保障政策における戦術核兵器の位置づけと展望」国際安全保障40巻4号（2013年）55頁。

⁴¹ 金子・前掲注（26）165頁。

⁴² ピェール・M・ガロワ「核戦略と中級国家」中央公論（1964年4月号）143頁。

⁴³ ガロワ・前掲注（42）159頁。

⁴⁴ 一般に「比例的抑止」と訳されるが、異なる利益間の相関で決まるということであれば、「比例」というよりは「均衡」の方が正確な訳なのではないかと考え、金子譲の訳を用い、「均衡抑止」とした。金子・前掲注（26）164頁参照。

⁴⁵ ガロワ・前掲注（42）154頁。この翻訳では「比例」と訳されているが「均衡」が適当ではなかろうか。本稿注（45）参照。

⁴⁶ Andre Beaufré, *Deterrence and Strategy*, 1965, p.89.

⁴⁷ *Ibid.*, p.91.

⁴⁸ フランスの核保有が、実際に米国の拡大抑止の信憑性を向上させるか否かは、別の問題として残る。

⁴⁹ Andre Beaufré, *op.cit.*, p.93.

⁵⁰ *Ibid.*, p.102.

- ⁵¹ 高坂正堯「フランスの核政策」『高坂正堯著作集7巻』（都市出版株式会社・2000年）338頁参照。
- ⁵² 世界平和研究所編『中曽根内閣史—資料編』。ただし、瀬川・前掲注（26）411頁から引用した。
- ⁵³ 板橋・前掲注（26）344頁。
- ⁵⁴ 川中子・前掲注（26）103頁。
- ⁵⁵ 中川・前掲注（26）21頁。
- ⁵⁶ 梅本・前掲注（5）155頁。
- ⁵⁷ INF全廃条約調印後から冷戦崩壊に至る間の米欧間の戦略協議については、梅本・前掲注（5）156～157頁、佐瀬・前掲注（26）130～139頁参照。
- ⁵⁸ 土山實男「なぜ今、抑止論か」エア・パワー研究3号（2016年）27頁。
- ⁵⁹ 松原望・飯田敬輔編『国際政治の数理・計量分析入門』（東京大学出版会・2012年）64頁注（5）。他方、抑止の対象国の意思決定過程や認知構造などの要素を無視することもできない。なぜなら、本稿でも指摘したように、抑止とは、一種の心理作用であるからである。人間は必ずしも合理的に判断する存在ではなく、たとえば、各種のバイアスから逃れられない存在でもある。また、土山實男に次の指摘がある。「抑止失敗の例として最も重要なケースが第1次世界大戦です。だれもあんな大規模な戦争になるとは思っていなかった。ドイツもイギリスもロシアもいずれも早い戦争終結を考えていたが、みな間違った。・・・中略・・・抑止は相手を脅す、特に核の場合は核で脅すので、抑止する側もされる側も非常に緊張する。うまくいかないことも大いにありえます」（土山・前掲注（58）22頁）。Jervis, Lebow and Stein, *Psychology and Deterrence*, 1985. 邦語文献としては、有賀貞他編『講座国際政治2 外交政策』（東京大学出版会・1989年）所収の土山實男「認知構造と外交政策」が有益である。また、福田潤一『複合的』で『全段階的』かつ『領域横断的』な抑止」エア・パワー研究5号（2018年）50頁参照。
- ⁶⁰ DF21には各種のタイプがあり、DF21Dは対艦弾道ミサイルで、空母キラーとも呼ばれ、米海軍の空母戦艦群にとって大きな脅威と考えられている。防衛省防衛研究所編『中国安全保障レポート2016』40～41頁参照。
- ⁶¹ 鶴岡・前掲注（26）は、「欧州戦術核は、一面において欧州固有の問題だが、同時に、米国の核政策における戦術核の位置づけ、核兵器の前方展開の今日的意義とその代替策の可能性等、核抑止論や同盟政策を巡る普遍的な問題に結びついている。だからこそ、欧州戦術核の行方には、日本や韓国も無関心ではいられないのである」（2頁）、「2010年4月のNPRは、日本を含めたアジア太平洋地域の米国の同盟国への拡大抑止の提供に重要な役割を果たすと考えられてきた核搭載型のトマホーク巡航ミサイル（TLAN/N）を、他の手段で代替可能として退役させた一方で、欧州配備の戦術核は維持し、それがなぜ他の手段で代替不可能であるかをまったく説明しなかった。TLAN/N退役への賛否にかかわらず、この一貫性の欠如と、アジアと欧州とでの異なるアプローチに関する説明の不足は改めて問われるべきである」（13頁）と鋭く指摘する。